### ●パソコンが遅い

- ●インターネットが繋がらない
- ●WiFi の電波がとどかない

コンピューターの 解決しませんかい

∖まずはご相談ください

TEL 080-8097-9871



🏲 蟹 ノードネットワークス 〒059-2401 新冠郡新冠町本町 38 TEL 0146-47-3646

## ~広告主募集中~

1月あたりの広告料は、 ホームページが 10,200 円、 広報誌は3,000円となってい ます。詳しくは、担当まで。

●問い合わせ先

企画課広報統計係 **☎** 0146 · 47 · 2498

## ~古布を集めています~

ご自宅に古シーツや古着な どの布製品がありましたら、 老人ホーム恵寿荘・新冠町社 会福祉協議会にご持参くださ 11

### 新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」 子育てで不安なことはありませんか?

「落ち着きがない」「言葉がでない」「お友達と仲良く できない」など、お子さんの育ちで気になることはあ りませんか?当センターでは専門のスタッフが発達 まずは、下記までお気軽にお電話ください♪

新冠町字節婦町 117 - 1 Tal: 47-1522 • FAX: 47-1523

### いてもらいたい時などは気軽いの地域の民生委員児童委員が分からない場合は、お問いが分からない場合は、お問いが分からない場合は、お問いである。ことかあり、誰かに聞 地域 んプライ ますが、 います。 なる相談相手として活動して 談に対応しています。 新冠町役場町民生活課 域でもっとも身近で、 関することも含めて幅広い 相談に乗っており、 ●お問い合わせ先 民生委員児童委員の **ご存知ですか?** 人権擁護委員制度を 主に民生委員と呼ばれて 活動をご存知ですか? 人権擁護委員は、 0 さまざまな悩みごとの 皆さまからの 4 6 4 7 2 1 生活のことや家族の バシー - を尊重, で、頼りに 9重し、地 9 あちろ そだもに 子どもに

相談に応 いつでも

 $\begin{array}{c} 4 \\ 6 \\ 4 \\ 2 \\ 0 \\ 4 \end{array}$ 

(令和9年3月31

日

の水位も増減しますので、川があります。それに伴い河川があります。それに伴い河川

●お問い合わせ先 はご注意ください。

か

れ

る

際

お問い合わせ先

総務省

北海道総合通信局

7

ほくでん静内水力センタ

42

6月は外国人労働者

を行ってください

い合わせは、

お近く

0)

クまで

加入をはじめ適正な雇

め適正な雇用管理・社会保険などの

③労働保険·

てくださ

相談は予約制です。

相談を希

問題啓発月間です

6月1日は電波の日です

じています。

世 世

プ

どの家庭内の めごとなど、 高齢者の問題、 人権擁護委員 離婚に関することな 問題 幅広い内容と の応じてい 隣近所の か 子ども ŧ る

や

感染状況によっては、中 続きも必要ありません。 相談は無料で、 の秘密は守られます。さらに、 ください。 権擁護委員への相談をご利用 「無料特設人権・ なお、 ある方は、この機会に、 日には、 「人権擁護委員の日」の6月 を開設します。 新型コロナウイ 皆さまのお近くで、 相談内容について むずかしい手 困りごと相談 困りごと ルスの

O

6 月 1 日 15

あらかじめ御了承願います

なることもござい

ますので、

**8** 札幌法務局日高支局 ●お問い合わせ先 新冠町レ ド館

なっています。

します。 明 地

性があります。 今 建物の のうちか 相続 ら相続 登 記を た土

場合は、 務化の対象となります。 相続でも、 法律の施行日から3 未登記であれ

出

力の変更に伴

発電に使

# 相続登記が義務化されます 令和6年4月から

制

度に関す

Ś

詳

細

ば、

 $\neg$ 

所有者不明』

で

検索

めの法律が間もなくスター 明土地」の発生を予防するた も連絡がつかない しない、 建物の所有者が直ちに判 または、

ます。 義務に違反した場合は、 申請をすることが義務となり 知ってから3年以内に登記の 続などにより不動産の取得 円以下の過料が科される可能義務に違反した場合は、10万ます。また、正当な理由なく 令和6年4 月 日 から、 を 相

しよう。 地• ○ポイント 令 和6年4 日より この が前の し ま

不動産登記簿を見ても 判明して

てください。

「所有者不 務省 7

札幌司法司会(平日12

時~15時)

お問い合わせ先

0

1 2 1

1.66655

岩清 くでんは、 水ダムから河

への移動」についてお 川の中や近くにい ダム放流の 力 川に放流す から「上 直ち お る

る場合、 人に対し、スピー 新冠川上流の

な場所 さい。 知らせを聞いたときは、 知らせします。 に安全な場所に移動してくだ 流ダムからの放流開始と安全 また、 岩清 水発 電 所で

## 新冠川上流ダムからの 放流時のお知らせ

## ひだか総合法律事務所 旧ひだかひまわり

\*借金・クレジットの返済 \*多重債務 \*交通事故 \*離婚

借金・交通事故・相続については、初回相談無料です。 ☎ (0146)43-1206

日高郡新ひだか町静内御幸町 3-1-78 2 階 (静内エクリプスホテル向かい)

\*相続・遺言 \*家賃滞納・不動産 \*悪徳商法 など



基金法律事務所

望される方はお電話ください ●ご予約・お問い合わせ先・予約受付 10時~16時(平1 ひだか弁護士相談センター 予約受付 相談時間 4 6 4 2 8 3 7 3 13 時~ 15 時



での「電波利用環波の日」と定め、

6 月 10

日ま

「電波利用環境保護周

知

状況を踏まえ、外国人を雇いが散見されます。このような確保されていないなどの問題の未加入や適正な労働条件が

日高弁護士相談センター

総務省では6月

日を

電

状況をみると、

社会保険など

は多数おりますが、

多数おりますが、その就労国内で就労している外国人

お問い お問

合わせ先

ワ

クしずな

(1)

啓発強化週間」に電波利用に

ルの周知・

啓発活

では、

電波の使われ方を監視

総務省

北海道総合通信局

認ください。

入れる際は、

次の3点をご確

月

日

17

日

**月** 月 センター

-開設日

動を行います。 関するル

努めています。

適正な電波環境の

雑持に

められるか在留資格を確認し

6 月

5 日 29 日 22 日 15

**月** • **月** 

28 21 14 7 31 24 日 日 日 日 日 日

水 水 水 水

①雇い入れる前に、

就労が認

電波に関する困りごとやご

合わせ下

さ

41

は、

 $\Box$ 

ワ

②外国人の雇

入れ

26 19 12 日 日 日

月・ **月** 

永 永

(札幌弁護士会所属) / 原 万里子(札幌弁護士会所属)

クに届けれと離職

てください

株式会社











に登記をする必要が

あ

P10 広報にいかっぷ 2023.5